

吉川市新商品製作支援補助金交付要綱

平成30年8月20日告示第217号
改正 令和5年3月28日告示第102号

(目的)

第1条 この要綱は、新たな商品の製作に取り組む事業者に対して、その製作に要する経費の一部を吉川市新商品製作支援補助金（以下「補助金」という。）として、予算の範囲内で交付することにより、市の地域性及び特産品を活かした産業振興又は地域振興を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新商品 最終消費者への販売を目的とした新たな食品又は物品とし、補助金申請時に未販売のものをいう。

(2) 事業者 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（個人事業主等を含む。）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者（以下「農業者」という。）若しくは同法第72条の4に規定する農事組合法人

エ その他市長が適当と認めるもの

(3) 製作 新商品の開発に要する試作及び新商品の生産のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、新商品の製作に取り組む市内に事業所を有する事業者であって、申請時において納期限の到来した市税等（市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないものとする。

(補助対象となる新商品)

第4条 補助金の交付対象となる新商品は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 市の名称、地名若しくは形状又は市を象徴する事項（市を象徴していることを表示し、又は市を象徴していることが明らかに判別できるものに限る。）を表示していること。
- (2) 市内で生産された農産物を使用していること。
- (3) 市内で採取され、又は生産された物を原材料の全部又は一部として使用していること。

(補助事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新商品の製作にかかる事業とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新商品の製作に要する原材料費、機械装置又は工具器具の購入費、加工又は製造のための業務委託費、新商品の販売促進に要する印刷製本費、掲示物等作製費、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権をいう。）の取得のために必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1事業につき200,000円を限度とし、補助率は補助対象経費の合計額の2分の1以内とする。

- 2 補助金は、1事業者につき年度内に1回限り申請することができる。
- 3 複数の新商品に補助対象経費が区別なく使われ分割することができない場合は、それらをまとめて1つの新商品とみなす。

(交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、吉川市新商品製作支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 市税等を完納していることを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書は、吉川市新商品製作支援補助金交付決定通知書(様式第4号。第13条において「交付決定通知書」という。)とする。

(補助事業の計画変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、吉川市新商品製作支援補助事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第1項の規定により吉川市新商品製作支援補助事業変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市新商品製作支援補助事業変更承認・不承認決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による報告は、市長から求められたときに書面により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条前段の報告書は、吉川市新商品製作支援補助事業実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 次に掲げる物の写真

ア 補助金を利用して購入した物品

イ 完成した新商品

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日(当該日が吉川市の休日を定める条例(平成元年吉川町条例第21号)

第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日以前で最も近い市の休日（に当たらない日）のいずれか早い日までとする。

（額の確定通知）

第12条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市新商品製作支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 規則第7条及び第8条の規定により交付決定通知書を受けたものは、吉川市新商品製作支援補助金請求書（様式第10号。以下「請求書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 請求書には、交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により適正な請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、規則第9条第1項又は第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すとき、又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、吉川市新商品製作支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）第3条又は第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（4）補助事業を取りやめたとき。

（返還請求）

第15条 市長は、事業者が正当な理由なく完成した新商品の生産又は販売を行わない場合は、必要に応じて事業者の意見聴取、現地調査等を行い、補助金の返還を請求することができる。

2 市長は、前項、規則第17条第1項若しくは第2項又は第9条の規定による補助金の返還請求は、吉川市新商品製作支援補助金返還請求書（様式第12号）により行うものとする。

（財産の処分制限の期間）

第16条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数、それ以外の財産にあつては5年を経過した場合は、この限りでない。

（届出の義務）

第17条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、前条の期間中に補助対象財産が滅失し、効用を喪失する等、重大な損傷を受けたときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業所の移転若しくは名称又は代表者の変更の場合に準用する。

（書類の整備等）

第18条 補助金を受けたものは、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（吉川市産業振興推進事業費補助金）

第19条 吉川市新商品製作支援補助金は、吉川市産業振興推進事業費補助金に該当する。

2 補助対象事業者は、吉川市産業振興推進事業費補助金に該当する補助金を同一年度内に複数申請し、及び交付を受けることができない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 吉川市長

事業者所在地(住所)

事業者名

代表者氏名(氏名)

電話番号

吉川市新商品製作支援補助金交付申請書

吉川市新商品製作支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 新商品の名称

2 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助対象経費の額 金 円

4 補助金申請額 金 円

5 添付書類

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 市税等を完納していることを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ()

<確認欄>本申請に係る審査のために、商工課職員が市税等の納付状況を確認することに同意します。

(ふりがな)
氏名

印 生年月日 . .

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

新商品の名称			
申請者	名称		
	所在地		
	電話番号	FAX番号	
	業種		
補助事業の概要	(新商品の企画内容、新商品製作の計画、新商品の販売計画や予定販路等について記入すること)		
補助事業費の総額			

様式第3号(第7条関係)

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

吉川市長

印

吉川市新商品製作支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市新商品製作支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することと決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 新商品の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付条件等

年 月 日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）

事業者名

代表者氏名（氏名）

電話番号

吉川市新商品製作支援補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた吉川市新商品製作支援補助事業については、申請内容を下記のとおり変更したいので、吉川市新商品製作支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更の理由

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市新商品製作支援補助事業変更承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市新商品製作支援補助事業の変更を承認・不承認しますので、吉川市新商品製作支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 変更後交付決定額 金 円
- 2 不承認の理由

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）

事業者名

代表者氏名（氏名）

電話番号

吉川市新商品製作支援補助事業実績報告書

吉川市新商品製作支援補助事業について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条前段の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 新商品の名称

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 次に掲げる物の写真

ア 補助金を利用して購入した物品

イ 完成した新商品

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市新商品製作支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった吉川市新商品製作支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1 新商品の名称

2 交付確定額 金 円

年 月 日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）

事業者名

代表者氏名（氏名）

印

電話番号

吉川市新商品製作支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった吉川市新商品製作支援補助金について、吉川市新商品製作支援補助金交付要綱第10条第1項及び第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	支店
	農業協同組合	出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
口座名義	ふりがな	
	氏名	

3 添付書類

吉川市新商品製作支援補助金交付決定通知書の写し

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市新商品製作支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した吉川市新商品製作支援補助金
については、補助金等の交付手続等に関する規則第9条第1項・第16条第1項の規定に
より、交付の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

（取消し理由）

様式第12号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

吉川市新商品製作支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した吉川市新商品製作支援補助金
については、補助金等の交付手続等に関する規則第17条第1項・第2項・吉川市新商品
製作支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 補助金交付済額 金 円
- 3 返還請求額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還を請求する理由